

**農業集落排水施設など
使用世帯の人員を調査**

市は毎年4月1日と10月1日を基準として、農業集落排水施設などの使用世帯人員調査をしています。調査対象は

- ①農業集落排水
- ②集合浄化槽
- ③自家水・組合水道水を排水している公共下水道の使用世帯です。

基準日までの使用料算定人数と基準日における住民登録人数が異なる世帯には、上下水道課から確認の案内書を郵送します。

使用人数の変更を希望する場合は、同封する使用者等変更届を提出してください。案内書の内容に変更の無い世帯は提出不要です。

**水道使用開始の手続き
余裕もって申し込みを**

4月から5月は水道使用開始の申し込みが集中し、希望日での対応が難しくなることがあります。水道使用開始の

**住宅の新築・増改築と
水洗化に助成をします**

市は市民の生活環境の向上と、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るため、木造住宅の新築・増改築工事費と住宅の水洗化リフォーム工事費に助成します。申請は必ず工事着手前にしてください。

**①木造住宅の新築・増改築
工事**

▼**対象住宅**
市内に居住する目的で新築する木造住宅、または所有かつ居住している住宅で増改築する木造住宅 ※共同住宅、建売住宅、別荘など一時的に使用する住宅、賃貸など営利を目的とした住宅は対象外
▼**対象工事**
▼新築または建築確認申請が必要な増改築で、対象工事に要する経費が100万円以上の工事
▼集合住宅は居住専用



手続きは、使い始める日の3日前(土日祝日除く)までに必ずしてください。

- 手続きの内容**
平日の午前8時半から午後5時15分まで
- 方法** 上下水道課窓口または電話で申し込み
- 提出物** 給水契約申込書 ※申込書は市ウェブサイトにダウンロードするか、同課から交付を受けてください。電話申し込みの場合は、後日郵送などの方法により提出してください。

■**問い合わせ先** 上下水道課 経理係 ☎・内線1275

**成人式をつくり上げる
実行委員を募集します**

市は、8月15日(日)に開催を予定している令和3年度成人式の実行委員を公募して

います。

- 募集人数** 若干名
- 応募資格** 次の①、②の要件を満たす人
- ①令和3年度成人式対象者(平成12年4月2日から13年4月1日までの出生者)
- ②成人式までの期間に開く月1回程度の会議に出席できる人(5月から8月まで)

- 活動内容** 企画、運営、会場準備など(無償)
- 申込期限** 5月6日(木)
- 申し込み方法** 電話またはファクス(74・2102)
- 問い合わせ先** 文化スポーツ課生涯学習係 ☎・内線1144

**民生委員・児童委員の
不在地区の一部を解消**

選考中の民生委員・児童委員を次の通り委嘱しました(敬称略)。
それ以外の地区は、広報はちまんたい令和元年12月号(No.294)と令和2年11月号(No.305)で確認してください。

■**行政区** 駅前一区

**②住宅の水洗化リフォーム
工事**

▼**対象住宅**
▼自己が2分の1以上を所有し、自己または自己と生計を同一にする親族が延べ床面積の2分の1以上居住している市内の住宅
▼過去に同助成を受けていない住宅

▼**対象工事**

▼既存の排水設備、便槽または合併処理浄化槽を下水道処理施設、農業集落排水処理施設または合併処理浄化槽に接続する工事とそれに伴う増改築工事
▼対象工事に要する経費が10万円以上の工事
▼集合住宅は居住専用部分、併用住宅は住宅部分を対象とする工事
▼増築の場合は、増築面積が10平方メートル以下の工事
▼施工業者(法人または個人事業主)が施工する工事
▼他の補助などを受けていない工事
▼令和4年3月18日(金)までに完了報告ができる工事

■**対象者** ①木造住宅の新築・増改築工事の対象者と同様

- 氏名** 田村恵子
- 委嘱期間** 令和2年11月10日から4年11月30日まで
- 問い合わせ先** 地域福祉課福祉総務係 ☎・内線1144

**公正な選挙見届ける
投票立会人を募集中**

市選挙管理委員会は、各種選挙における投票所の立会人を随時募集しています。
※高校生は投票日当日のみの従事となります。

- 応募資格** 投票日現在、選挙権を有する人
- 報酬** 1日当たり1万9000円(期日前投票は9600円)
- 問い合わせ先** 同委員会事務局 ☎・内線1220



助成金額 対象工事に要した経費の5分の1以内の額(上限10万円)

- ※市共通商品券で交付
- 申請期限** 1月31日(月)
- 問い合わせ先** 上下水道課維持管理係 ☎・内線1277



**行政に関する悩み
行政相談所に相談**

行政に関わることで困っていることや要望したいことについて相談に応じ、その解決や実現を促進するため、無料の行政相談を行っています。
国から委嘱された行政相談委員が次表の通り、毎月1回地区ごとに相談所を開設しています。
相談は予約不要で、秘密は

**福祉タクシー助成券
3年度受け付け開始**

市は重度の障がいがある在宅者に対し、タクシー料金の一部を助成しています。

- 対象者** 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている人
- ※自動車税または軽自動車税の減免を受けている場合は対象外です。
- 助成内容** 1枚6000円のタクシー券を申請月から年度末までの1カ月につき2枚、最大24枚交付
- 利用できるタクシー会社**
▼安代観光タクシー▼平館タクシー▼西根観光タクシー▼福祉タクシーこまどり▼らくらくケアタクシー(乗車または降車が秋田県内の場合に限る)
- 申請方法** 地域福祉課または西根・安代各総合支所、田山支所に印鑑と当該手帳を持参し、申請してください。
- 問い合わせ先** 地域福祉課障がい福祉係 ☎・内線1112

厳守されますので、気軽に利用してください。

西根地区

- 担当** 工藤昭二
- 日時** 毎月第3月曜日(平日のみ) 午前9時半から正午まで
- 場所** 大更コミュニティセンター小会議室
- 問い合わせ先** 西根総合支所地域振興係 ☎・内線2002

松尾地区

- 担当** 佐々木正志
- 日時** 毎月第3月曜日(祝日の場合は翌日)午前9時半から正午まで
- 場所** 市役所本庁舎相談室
- 問い合わせ先** まちづくり推進課地域振興係 ☎・内線1451

安代地区

- 担当** 山本富栄
- 日時** 毎月20日(土日祝日の場合は、直前の金曜日)午前9時半から正午まで
- 場所** 偶数月は安代総合支所、奇数月は田山コミュニティセンター
- 問い合わせ先** 安代総合支所地域振興係 ☎・内線3122

※開催日時・場所は、暮らしの情報カレンダーで毎月お知らせしています。

表 木造住宅新築・増改築工事助成額

対象経費	助成額
2,000万円以上	50万円
1,000万円以上2,000万円未満	40万円
500万円以上1,000万円未満	30万円
100万円以上500万円未満	20万円

※市産材を5立方メートル以上使った場合は、1立方メートル当たり2万円を上乗せ(上限50万円)

部分、併用住宅は住宅部分を対象とする工事
▼**施工業者**(法人または個人事業主)が施工する工事
▼**他の補助**などを受けていない工事
▼**令和4年3月18日(金)までに完了報告**ができる工事

▼**対象者**
▼助成金の交付請求時に対象住宅を所有し、居住している人
▼市税を滞納していない人
▼過去に同助成を受けていない人

▼**助成金額** 左表の通り
※市内の業者に発注した場合(市外業者に発注した場合の助成額は半額)

■**申請期限** 12月20日(月)